

提出議案

爭議の因すの件

紡織労働組合 四貫島支部提案

主文

説明者 蔭山忠汝 部長

一 爭議の際絶対的解雇者を生さざる事

理由

利害の一致せざる労働資回には紛議或はストライキ等の発生する事は現実の上は於て云ふを得たる事である然し亦労働組合の果敢たる争争を断絶するに比り争議をささる事は出来ないのである。

此の場合資本家は労働組合却解し、局外争議の中心人物を失ふ事はその支那なり工場なり活働を不恒態ならしめ必然的に争議に於て獲得したる條件の履行を妨ぐらるし或は不可能に至る場合が生ずる。かかる認識の立ち争議の際には解雇は如何なる理由を附するも三川を八不付り絶対的解雇者を出さざる方針を以て争争をなくしてはならぬ。